



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年4月14日 火曜日 第2056号

◇ 目次 ◇

指定自立支援医療機関の指定.....	411
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	411
土地改良事業の工事の完了.....	411
基本測量の終了の通知(4件).....	412
公共測量の終了の通知.....	412
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	412
道路の区域変更(一般国道319号).....	412
道路の供用開始(").....	413
土地改良区連合の定款変更の認可.....	413
土地改良事業の計画の変更の認可.....	413
町営土地改良事業の計画の変更等の同意(2件).....	413
道路の位置の指定.....	413

包括外部監査契約の締結.....	413
公 告	
土地の売払い.....	413
土地(建付地)の売払い.....	414
正 誤	
平成20年7月18日付け第1982号愛媛県告示第1089号(保安林の指定 施業要件を変更する旨の通知)中.....	416
平成20年8月5日付け第1987号愛媛県告示第1144号(保安林予定 森林にする旨の通知)中.....	416
平成21年3月31日付け第2052号外1愛媛県教育委員会告示第2号 (愛媛県指定有形文化財の指定及び愛媛県指定天然記念物の指定 の解除)中.....	416

告 示

○愛媛県告示第530号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成21年4月14日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
うつのみや内科	上浮穴郡久万高原町久万206番地5	宇都宮 慎	精神通院医療	平成21年4月1日
旭調剤薬局東店	東温市田窪字海稲1495番3	有限会社旭調剤薬局	精神通院医療(薬局)	平成21年3月1日
久万調剤薬局ふれあいロード店	上浮穴郡久万高原町久万1281-1	株式会社澤田薬局	精神通院医療(薬局)	平成21年4月1日
さくら薬局にこ丸店	新居浜市徳常町9-18	有限会社蝶野	精神通院医療(薬局)	平成21年4月1日
そうごう薬局三島店	四国中央市中之庄町284-1	総合メディカル株式会社	精神通院医療(薬局)	平成21年4月1日
新川薬局	大洲市大洲642	新川 祐司	精神通院医療(薬局)	平成21年4月1日

○愛媛県告示第531号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、伊予市上野地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年4月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(ため池等整備事業・郷ノ上地区)計画書の写し

2 縦覧期間

平成21年4月15日から5月18日まで

3 縦覧場所

伊予市役所

○愛媛県告示第532号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成21年4月14日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	佐田岬半島東地区	平成21年3月23日

農業用道路整備事業	佐田岬半島東地区	平成21年 3月23日
ほ場整備事業	佐田岬半島東地区	平成20年 3月13日

○愛媛県告示第 533 号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第14条第 2 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成21年 4月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影及びデジタルオルソ作成作業）
- 2 作業期間 平成20年 9月12日から
平成21年 3月19日まで
- 3 作業地域 宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、砥部町、内子町、伊方町、鬼北町

○愛媛県告示第 534 号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第14条第 2 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成21年 4月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（1：25,000地形図修正測量）
- 2 作業期間 平成20年 4月18日から
平成21年 3月24日まで
- 3 作業地域 県内全域

○愛媛県告示第 535 号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第14条第 2 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成21年 4月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（精密測地網高精度三次元測量）
- 2 作業期間 平成20年10月17日から
平成21年 3月25日まで
- 3 作業地域 松山市、砥部町、久万高原町

○愛媛県告示第 539 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 4月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町新宮265番10	旧	メートル 12.0～32.0	キロメートル 0.043	
			新	26.0～33.0	0.035	

○愛媛県告示第 536 号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第14条第 2 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成21年 4月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（基盤地図情報整備作業）
- 2 作業期間 平成20年 9月16日から
平成21年 3月27日まで
- 3 作業地域 伊予市、東温市、松前町

○愛媛県告示第 537 号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定に基づき、愛南町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成21年 4月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 公共測量（1 / 10,000デジタル航空写真撮影、1 / 2,500地形図作成）
- 2 作業期間 平成20年 8月26日から
平成21年 3月19日まで
- 3 作業地域 航空写真撮影：愛南町全域
地形図作成：19漁港対象

○愛媛県告示第 538 号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（ほ場整備事業・畑寺地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年 4月14日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 市営土地改良事業（ほ場整備事業・畑寺地区）計画書の写し
 - (2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し
- 2 縦覧期間 平成21年 4月15日から 5月18日まで
- 3 縦覧場所 今治市役所玉川支所

○愛媛県告示第 540 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 4月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町新宮265番10	平成21年 4月14日

○愛媛県告示第 541 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第84条において準用する同法第30条第 2 項の規定により、道前後土地改良区連合の定款の変更を認可した。

平成21年 4月14日

中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 542 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、松山市平井町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成21年 4月 2 日認可した。

平成21年 4月14日

中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 543 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 1 項の規定により、久万高原町から協議のあった土地改良事業（農業用排水施設整備事業・日野浦地区）の計画の変更に平成21年 4月 2 日同意した。

平成21年 4月14日

中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 544 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 1 項の規定により、久万高原町から協議のあった土地改良事業（農業用道路整備事業・上直瀬地区）の計画の変更に平成21年 4月 2 日同意した。

平成21年 4月14日

中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 545 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年 4月14日

南予地方局長 高 魚 貞 利

1 指定年月日及び番号

平成21年 3月31日 20南西土第道 - 3 号

2 道路の位置

西予市宇和町坂戸 660 番 1 及び 660 番 2

幅員 4.00メートル

延長 40.11メートル

3 申請人の住所及び氏名

西予市宇和町卯之町一丁目 396 番地

中央総合建設株式会社

代表取締役 松本 弘志

4 図面省略

○愛媛県告示第 546 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252 条の36第 1 項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成21年 4月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

眞鍋 清

松山市宮田町 106 番地 2

2 包括外部監査契約の期間の始期

平成21年 4月 1 日

3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法及び支払方法

(1) 費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

(2) 費用の支払方法

執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並びに監査の結果に関する報告に基づく支払

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年 4月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積
松山市北持田町116番	宅 地	1,239.34㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者
- (2) 入札参加申込書の提出
この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。
- ア 提出期間
平成20年4月14日（火）から5月28日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）
- イ 提出場所
愛媛県総務部管理総務管理課財産管理グループ
〒790 - 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話（089）912 - 2255
- ウ 提出方法
持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。
- エ 郵送等による提出の取扱い
郵送等による提出の場合は、平成20年5月28日（木）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。
- (3) 契約条項を示す場所等
- ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先
(2)イに掲げる場所
- イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法
(2)イに掲げる場所で交付する。
- ウ 現地説明の日時及び場所
- (ア) 日時
平成21年5月13日（水）午前10時
- (イ) 場所
売り払う土地の所在地
- 3 入札及び開札
- (1) 入札及び開札の日時
平成21年6月15日（月）午前10時
- (2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第一別館11階会議室

- (3) 入札書の提出方法
持参により提出すること。
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札の無効
2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 売り払う土地の用途制限
ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。
イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。
ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。
- (7) その他
詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年4月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地（建付地）の売払い
- (2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

土地			建物		
所在地	地目	地積	種類	構造	床面積
松山市御幸二丁目188番	盲啞学校敷地	5,840.76㎡	学校本館外	鉄筋コンクリート造陸屋根 5階建外	2,902.81㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成21年4月14日（火）から5月28日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912-2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成21年5月28日（木）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成21年5月13日（水）午後2時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成21年6月15日（月）午後2時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第一別館11階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

正 誤

○正 誤

平成20年 7月18日付け第1982号愛媛県告示第1089号（保安林の指定実施要件を変更する旨の通知）中

ページ	箇所	誤	正
803	右欄 上から5行 目、6行目	乙113から乙118まで	乙113から乙116まで
	右欄 上から6行 目	乙188の1から乙188の33まで	乙188の1から乙188の14まで、乙188の17から乙188の28まで、乙188の31から乙188の33まで
	右欄 上から7行 目	乙192の1から乙192の27まで	乙192の1、乙192の2、乙192の4から乙192の20まで、乙192の23から乙192の25まで
	右欄 上から7行 目、8行目	乙193の1から乙193の30まで	乙193の1から乙193の5まで、乙193の9から乙193の24まで、乙193の26、乙193の29、乙193の30、乙117・乙118・乙188の15・乙188の16・乙188の29・乙188の30・乙192の3・乙192の21・乙192の22・乙192の26・乙192の27・乙193の6から乙193の8まで・乙193の25・乙193の27・乙193の28（以上17筆について次の図に示す部分に限る。）
右欄 上から21行 目	「次のとおり」	「次の図」及び「次のとおり」	

○正 誤

平成20年 8月5日付け第1987号愛媛県告示第1144号（保安林予定森林にする旨の通知）中

ページ	箇所	誤	正
860	右欄 下から16行 目	字西山乙1974の1	字西山乙1974の1（次の図に示す部分に限る。）
861	右欄 上から10行 目	字城ヶ谷乙286の4	乙286の4

○正 誤

平成21年 3月31日付け第2052号外1愛媛県教育委員会告示第2号（愛媛県指定有形文化財の指定及び愛媛県指定天然記念物の指定の解除）中

ページ	箇所	誤	正
94	表中 名称欄	鴨山菊池家文書	鴨山菊池家文書